平成２５年（家）第１８１４号
本籍東京都武蔵野市緑町２丁目１番、最後の住所東京都東久留米市下里４丁目１番38―510
不在者　保谷　正昭
昭和28年10月13日生
平成26年７月８日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２５年（家）第１１６２号
本籍埼玉県白岡市上野田477番地５、最後の住所川崎市川崎区東門前３丁目10番４号　藤井興業寮
不在者　矢萩　英和
昭和34年11月８日生
平成26年７月８日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

平成２５年（家）第５９６４号
本籍新潟県魚沼市堀之内4270番地16、最後の住所新潟県長岡市花園東２丁目349番地３―202ピュアタウン花園202号室
不在者　角屋　良平
昭和21年12月10日生
平成26年７月８日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所長岡支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２６年（家）第３５８号
本籍秋田県秋田市新屋元町111番地１、住所千葉市稲毛区稲毛町４丁目373―１　あけぼのの会302号
失踪者　小野　一博
昭和27年10月19日生
平成26年７月８日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第２３５７号
本籍熊本県熊本市北区龍田陳内３丁目1045番地、住所大阪府大阪市西成区太子１―11―15末廣家207
申立人（失踪者）　佐藤　義明
昭和43年４月８日生
平成26年７月５日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第３４４号
本籍福岡県小郡市下岩田1084番地１、住所本籍に同じ
申立人（失踪者）　柳　　俊文
昭和30年11月16日生
平成26年７月５日失踪宣告取消審判確定
福岡家庭裁判所久留米支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第３号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡３丁目１番地25
申立人　株式会社トウト工機
代表者代表取締役　長崎千代治
権利を争う旨の申述の終期　平成26年６月30日
平成26年７月３日　川崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＬ03491
金額　1,079,936円
支払期日　平成25年７月31日
支払地　神奈川県川崎市
支払場所　株式会社商工組合中央金庫川崎支店
振出日　平成25年３月29日
振出地　東京都福生市熊川字武蔵野1598番地
振出人　株式会社トムコ　代表取締役　楠原　昌樹
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２号
東京都港区南青山４丁目15番５号
申立人　株式会社東京インテリア
代表者代表取締役　菊池　敏博
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月１日
平成26年７月３日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　６通
⑴手形番号　ＪＡ99094
金額　519,000円
支払期日　平成25年11月30日
支払地　京都市
支払場所　三菱東京ＵＦＪ銀行京都支店
振出日　平成25年８月23日
振出地　京都市
振出人　株式会社全国月の友の会　代表取締役　社長　中嶋　　潔
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＪＡ99095
金額　519,000円
支払期日　平成25年12月31日
⑶手形番号　ＪＡ99096
金額　517,201円
支払期日　平成26年４月30日
⑷手形番号　ＪＡ99097
金額　519,000円
支払期日　平成26年１月31日
⑸手形番号　ＪＡ99098
金額　519,000円
支払期日　平成26年２月28日
⑹手形番号　ＪＡ99099
金額　519,000円
支払期日　平成26年３月31日
⑵ないし⑹の手形の支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第２号
大阪府富田林市若松町東３丁目６番６号
申立人　株式会社昭和機械製作所
代表者代表取締役　藤井　三郎
権利を争う旨の申述の終期　平成26年６月30日
平成26年７月２日　下関簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＡＦ39909
金額　924,000円
支払期日　平成25年12月10日
支払地　山口県下関市
支払場所　株式会社山口銀行滝部支店
振出日　平成25年７月31日
振出地　山口県下関市
振出人　株式会社ニシエフ　代表取締役　堀井　淳
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＧ14905
金額　278,775円
支払期日　平成26年１月10日
振出日　平成25年８月30日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２６年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
京都府南丹市八木町氷所部々ノ木８番地
申立人　人見　政司
権利の届出の終期　平成26年６月30日
平成26年７月３日　園部簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　南丹市八木町氷所部々ノ木８番
宅地　717.35平方メートル
２登記年月日　京都地方法務局園部支局明治22年４月29日登記
３登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　明治22年３月29日書入証書
債権額　玄米６石
抵当権者　京都府船井郡富本村字氷所６番戸　清泉社担当人中川熊五郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１３５号
山梨県笛吹市一宮町塩田1767番地
債務者　有限会社丸特運輸
代表者代表取締役　寄特　義弘
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川手　一郎
４　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午前11時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
静岡県沼津市大岡1035番地の５　ドエル103、前住所静岡県富士宮市山本461番地の12
債務者　榊原　禎文
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小宮山克己
４　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午後３時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係